

財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成24年3月22日発行（山梨県公報号外第十二号）山梨県監査委員告示第三号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	財団法人 やまなし文化学習協会	
所管部局	企画県民部	
監査実施日	平成23年9月28日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務規程において、耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具器具及び備品については、固定資産台帳を備えて管理することとなっているが、サーバー及びネットワーク機器について固定資産台帳の作成及び登載がなかった。また定額法により減価償却が行われていなかった。 ○ コピー機の保守委託契約において、予定価格調書が作成されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産台帳へ登載した。公認会計士に相談し平成23年度から減価償却を行った。 ○ 50万円以上の契約については予定価格調書の作成を徹底する。

監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学	
所管部局	総務部	
監査実施日	平成23年8月29日、平成23年10月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計事務取扱規程第2条において、理事長及び会計責任者の事務委任が規定されているが、伝票にかかる決裁が、会計事務取扱規程に定められた決裁区分と異なるものがあった。 ○ 授業料未収入金が、決算日現在、3,839,400円あった。 ○ 非常勤役員に傷害死亡保険が付保されているが、非常勤役員への支払規程が整備されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計事務取扱規程に定められた決裁区分に従い決裁するようにした。 ○ 未納者に督促を行ったところ、平成23年度末で3,214,800円が収入となった。残りの未納者に対しては、引き続き納付するよう督促を行う。 ○ 今後、非常勤役員に対する傷害死亡保険金の支払規程を整備する。

<p>○ 水道・電気設備・エレベーター設備は、建物と区分して建物附属設備として減価償却することとなっているが、建物と区分しないでまとめて減価償却していた。</p> <p>○ 減価償却明細書に全ての資産が登録されておらず、減価償却明細書と貸借対照表が一致していなかった。</p>	<p>○ 建物附属設備のうち、平成22年4月1日現在で耐用年数を経過していないものは、固定資産台帳に登載し、減価償却を行う。耐用年数を経過しているものについては、県から出資された時点で減価償却が完了されているものとみなし、資産に計上しない。</p> <p>○ 池田キャンパスの看護実践研究開発センターの改修工事の分が資産に計上されていなかったものであり、平成23年度決算において修正を行う。</p>
<p>(意見)</p> <p>○ 大学は、県が示した6年間（平成22年度～平成27年度）における中期目標を達成するため、中期計画を策定し、その推進に取り組んでいる。</p> <p>この中期計画に係る取り組みについて、地方独立行政法人に移行して、初年度にあたる平成22年度は、山梨県公立大学法人評価委員会において、「中期目標を達成するための年度計画がおおむね順調に実施されている。」と評価されている。</p> <p>一方、大学を取り巻く状況は、急速な少子化の影響による学生の確保などが重要な課題となっている。</p> <p>大学は、建学の理念の一つである「未来の実践的な担い手を育てる大学」という重要な役割を担っており、今後とも持続的な人材育成に取り組むとともに、中期計画の着実な推進に取り組まれない。</p>	<p>○ 山梨県立大学では中期目標を達成するため、年度計画を策定し実施している。</p> <p>平成22年度は法人化初年度として、地域の創造的な発展を担う人材育成を目指した教育体制の強化や業務運営体制の整備、弾力的な取り組みを推進し、おおむね年度計画を達成した。</p> <p>平成23年度は引き続き業務運営体制の整備などの取り組みを行っている。</p> <p>今後はこれをさらに推し進め、引き続き着実な中期目標の達成を目指して取り組んでいく。</p> <p>また、県内及び近県の高校を訪問して大学をPRするとともに、オープンキャンパスを開催して学生・保護者に対し各学部の概要説明や模擬講義、施設見学を行うなど、学生の確保に努めている。</p>

監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構	
所管部局	福祉保健部	
監査実施日	平成23年10月3日～4日、平成23年11月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項)</p> <p>○ 地方独立行政法人山梨県立病院機構内部監査規程には、定期監査について、あらかじめ定められた監査実施計画に基づき実施することとされているが、監査実施計画が作成されていなかった。</p>	<p>○ 平成23年度においては、法人内部監査規程に基づき監査実施計画を策定した上で、監査を実施した。</p>	

○ 普通預金については残高証明書を入手しているが、定期預金、債券、借入金については残高証明書を入手していなかった。内部統制上からも最低年1回は入手すべきである。

○ 棚卸資産の帳簿棚卸と実地棚卸で、実地棚卸の方が72,457千円多かった。実地棚卸が多い原因は、コンピュータで管理している帳簿棚卸が箱単位であり、個数管理である実地棚卸と誤差が生じているとのことである。誤差が多額とならないよう帳簿の管理方法を見直すべきである。

○ 地方独立行政法人山梨県立病院機構小口現金等管理規程には、法人は小口現金による経費の支払いの都度、小口現金等出納簿に記載しなければならないとされているが、出納簿に記載された日付が、法人が金銭を出納した日付でなく、職員が支払いを行った日付となっているものがあつた。

○ 長期の医業未収金が次のとおり認められた。
H21年度以前の患者一部負担金（決算日現在）
313,532,286円

○ 未払消費税額の計上不足額333,200円があつた。また切手の在庫388,600円が、貯蔵品に計上されていなかった。

○ 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程には、検査調書の作成について規定されているが、北病院の指紋認証錠設置工事において、検査調書が作成されていなかった。

○ 定期預金、債権、借入金についても残高証明書を入手する。

○ コンピュータで管理している帳簿は、薬品・診療材料を箱単位で管理しているため、実地棚卸と差が生じている。

しかし、年度末において、たな卸資産規程第9条の規定に基づく「実地棚卸」を実施し、正しい数値を決算に反映させているが、日々の数量管理については、適当な方法があるかどうか検討する。

○ 該当箇所について、適正な日付に改めた。今後は、適正な記載に努める。

○ 平成21年度末の患者一部負担金の未収金（平成24年2月29日現在）
295,736,375円（17,795,911円回収済）
今後も適時、文書で督促するが、支払がなされない場合、弁護士事務所と委託契約を締結している未収金管理回収業務委託により未収金残額の低減を図る。

○ 当該未払消費税の計上不足は、法人移行に伴い正確な税額を把握するため、新たに税理士に依頼し、精査した結果生じたものであるが、今後は決算時に適正額を計上できるように努めたい。

切手については、切手受払簿において管理していたが、今後は貯蔵品に計上することとする。

○ 指紋認証錠設置工事における検査は行っていたが、不注意により検査調書の作成を失念したものであり、今後は、検査終了後速やかに検査調書の作成を行う。

(意見)

○ 病院機構は、県が示した5年間(平成22年度～平成26年度)における中期目標を達成するため、中期計画を策定し、その推進に取り組んでいる。この中期計画に係る取り組みについて、地方独立行政法人に移行して、初年度にあたる平成22年度は、山梨県立病院機構評価委員会において「中期目標の実施状況は順調である。」と評価されている。

病院機構は、救命救急医療や周産期母子医療、がん医療など県立病院としての政策医療の的確な実施と、質の高い医療を提供することが求められており、また、医師の確保や育成等も課題となっている。

については、これらの課題に取り組むとともに、中期計画の着実な推進に取り組まれない。

○ 平成23年度までに、中央病院に7対1看護体制を導入するとともに、ドクターカーによる治療やハリスの妊婦、胎児及び新生児に対する専門的な医療の提供、最適ながん治療を提供するための外来化学療法室の設置など県民に信頼される質の高い医療が提供できるように積極的な取り組みを行った。医師の育成・確保についても積極的な広報活動により、研修医と専修医の合計在籍数は地方独立行政法人移行前の数を上回った。

今後は、通院加療がんセンターの整備やドクターカーの運行開始による救命救急医療の充実を図るとともに、医師の育成・確保のため、引き続き、医学生を対象とした研修プログラムの充実や県外で開催される病院説明会への出展等により、中期計画を着実に推進する。

監査対象団体	財団法人 山梨県林業公社
所管部局	森林環境部
監査実施日	平成23年9月5日～6日、平成23年10月18日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項)	
○ 分収造林事業における消費税の中間納税分が、立替金で処理されているが、税込み経理なので、租税公課として正味財産計算書に費用処理すべきである。	○ 平成23年度より、消費税の中間納税分を正味財産増減計算書に租税公課費として計上した。
○ 住居届や扶養親族届の記載事項に異動が生じた際に、林業公社職員就業規則第5条第3項に基づく履歴事項変更届が提出されていなかった。	○ すでに異動が生じている職員より履歴事項変更届を徴した。今後は、異動が生じた時点で速やかに履歴事項変更届を提出させることとする。
○ 武田の杜保健休養林管理受託事業において、講習会の講師料を支払う際、所得税が源泉徴収されていなかった。	○ 平成23年度より、講習会の講師料については所得税の源泉徴収を行った。

(意見)

○ 公社は昭和40年の設立以来、分収林事業を行ってきたが、木材価格の下落等から、将来、分収林を伐採しても採算が見込めず、すべての分収林契約が終了する平成67年度末には約208億円の債務超過となることが見込まれている。

こうした中、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とする財団法人山梨県林業公社改革プランが策定された。

今後、改革プランに基づき、公社の公益財団法人への移行や、改革に必要な取り組みとして、公社廃止の手続きや分収林事業について、土地所有者の理解を得ながら実施していく必要がある。

公社の債務処理にあたっては、約167億円に及ぶ多額の県民負担が生じることが見込まれており、県民の理解を得るためには、債務抑制に向けた取り組みや、約7800ヘクタールに及ぶ分収林の公益的機能が継続的に発揮されるよう、森林管理について、長期的な視点にたった対応が不可欠であり、改革プランの達成に向け、鋭意努力されたい。

○ 平成23年12月に策定された「財団法人山梨県林業公社改革プラン」に沿って必要な改革の取り組みを実施していくために、計画期間中である「林業公社経営計画」を見直し、改革の取り組みを着実に推進するための指針として、「財団法人山梨県林業公社改革推進計画」を平成24年3月に策定した。

今後は、この「改革推進計画」に基づき、債務の抑制や公益的機能の維持増進を念頭におき、「森林整備の方向性を見直し」「分収割合の見直し」「公社の廃止と県への移管」について、県と連携する中で土地所有者に丁寧な説明を行い変更契約手続きを行い、改革に必要な手続きを着実に進めていく。

監査対象団体	財団法人 山梨県国際交流協会
所管部局	観光部
監査実施日	平成23年9月15日、平成23年10月27日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項)	
○ 法令の改正があったものについて、寄附行為の改定が行われていないものがあった。	○ 公益財団法人移行に向けての定款変更により、法令の改正を反映し改定する。
○ 法人税の所得の計算にあたり、税務申告における損益計算書には、賞与引当金繰入額と法人税等の過誤納に係る還付金が計上されていなかったが、その繰入額及び還付金額が、税務申告の別表4で減算されていた。	○ 平成23年11月10日、甲府税務署に修正申告をした。 なお、修正申告による追加の法人税額は発生していない。

監査対象団体	南アルプス市商工会 (補助団体)	
所 管 部 局	産業労働部	
監 査 実 施 日	平成23年10月12日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>○ 小規模事業経営支援補助金交付要綱に定める取得財産等台帳が整備されていなかった。</p>	<p>○ 小規模事業経営支援補助金交付要綱に定める取得財産等台帳を早急に整備した。</p>

監査対象団体	山梨市フルーツパーク 株式会社 (山梨県笛吹川フルーツ公園指定管理者)	
所 管 部 局	県土整備部	
監 査 実 施 日	平成23年10月5日、平成23年11月16日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>○ 建築基準法に基づく建築物の点検業務が行われていなかった。</p>	<p>○ 建築基準法に基づく特殊検査を実施した。 検査実施日 平成23年10月17日</p>

監査対象団体	SPS・桔梗屋グループ (山梨県立美術館・山梨県立文学館・山梨県芸術の森公園指定管理者)	
所 管 部 局	教育委員会	
監 査 実 施 日	平成23年9月21日、平成23年10月31日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項)	<p>○ 備品目録に記載された一部の庁用備品について、現品との確認がとれていないものがあった。</p>	<p>○ 備品目録と庁用備品の照合を詳細に実施し、すでに廃棄処分されていたことが判明した備品については廃棄登録を実施した結果、現在、現品と備品目録は一致している。</p>